

教育委員会定例会事項書

令和6年11月22日(金)
9:30～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 大 森 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 議 題

議案第 45号 令和7年度教職員人事異動基本方針について

4 報 告 題

報告 1 「本よもうねっとプラン(仮称)」ー第五次三重県子ども読書活動推進計画ー中間案について

報告 2 令和7年度当初予算の要求状況(教育委員会関係)について

報告 3 令和7年度三重県職員(文化財技師)採用選考試験の結果について

5 閉会宣言

前回定例会の審議結果

1 日時

令和6年11月12日(火)

開会 9時30分

閉会 10時20分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 福永教育長、大森委員、栗須委員、富樫委員、安田委員

議事録署名者 富樫委員

4 採択議案の件名

議案第40号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任命について

議案第41号 令和6年度三重県一般会計補正予算(第3号)(教育委員会関係)について

議案第42号 損害賠償の額の決定及び和解について

議案第43号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第44号 公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

報告1 令和5年度児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

議案第45号

令和7年度教職員人事異動基本方針について

令和7年度教職員人事異動基本方針について、別紙のとおり提案する。

令和6年11月22日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

提案理由

公立学校職員の人事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第3号及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第2号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

令和7年度教職員人事異動基本方針（案）

三重県教育委員会

令和6年3月に策定した「三重県教育ビジョン～子どもたちが個性を輝かせ、望む未来を実現していくために～」では、子どもたちに育みたい力として、「自立する力」、「共生する力」、「創造する力」の3つの力を示し、「一人ひとりの自己肯定感を涵養する教育の推進」をはじめとする様々な施策を展開しているところである。

このため、各学校では、これらの施策を着実に推進し、本県の教育水準を向上させ、県民の公教育に対する信頼を高めていかなければならない。

また、家庭や地域と連携・協力して魅力ある学校づくりに取り組むとともに、今後も、質の高い学校経営を目指して継続的な改善を一層推進する必要がある。

こうした中で、教職員一人ひとりが、やりがい高め、その能力を十分に発揮し、使命感と情熱を持って、児童生徒の目線に立った教育の実践に取り組めるよう、次の基本方針に基づき、積極的、計画的な人事異動を行う。

- 1 それぞれの学校の経営方針に資するため、教職員の適正配置に努める。
- 2 校長の意見を尊重する。
- 3 教職員の年齢・教科・勤続年数等を考慮し、学校運営組織の充実に努め、あわせて気風の刷新を図る。

令和7年度教職員人事異動基本方針新旧対照表

令和7年度基本方針	令和6年度基本方針
<p>令和6年3月に策定した「<u>三重県教育ビジョン～子どもたちが個性を輝かせ、望む未来を実現していくために～</u>」では、<u>子どもたちに育みたい力として、「自立する力」、「共生する力」、「創造する力」の3つの力を示し、「一人ひとりの自己肯定感を涵養する教育の推進」をはじめとする様々な施策を展開しているところである。</u></p> <p>このため、各学校では、これらの施策を着実に推進し、本県の教育水準を向上させ、県民の公教育に対する信頼を高めていかなければならない。</p> <p>また、家庭や地域と連携・協力して魅力ある学校づくりに取り組むとともに、今後も、質の高い学校経営を目指して継続的な改善を一層推進する必要がある。</p> <p>こうした中で、教職員一人ひとりが、やりがいを高め、その能力を十分に発揮し、使命感と情熱を持って、児童生徒の目線に立った教育の実践に取り組めるよう、次の基本方針に基づき、積極的、計画的な人事異動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 それぞれの学校の経営方針に資するため、教職員の適正配置に努める。 2 校長の意見を尊重する。 3 教職員の年齢・教科・勤続年数等を考慮し、学校運営組織の充実に努め、あわせて気風の刷新を図る。 	<p>令和6年度は、<u>現在策定を進めている「三重県教育ビジョン（仮称）」がスタートする年度であり、「未来の礎となる力の育成」、「未来を創造し社会の担い手となる力の育成」などを掲げ、様々な施策を展開するとしているところである。</u></p> <p>このため、各学校では、これらの施策を着実に推進し、本県の教育水準を向上させ、県民の公教育に対する信頼を高めていかなければならない。</p> <p>また、家庭や地域と連携・協力して魅力ある学校づくりに取り組むとともに、今後も、質の高い学校経営を目指して継続的な改善を一層推進する必要がある。</p> <p>こうした中で、教職員一人ひとりが、やりがいを高め、その能力を十分に発揮し、使命感と情熱を持って、児童生徒の目線に立った教育の実践に取り組めるよう、次の基本方針に基づき、積極的、計画的な人事異動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 それぞれの学校の経営方針に資するため、教職員の適正配置に努める。 2 校長の意見を尊重する。 3 教職員の年齢・教科・勤続年数等を考慮し、学校運営組織の充実に努め、あわせて気風の刷新を図る。

令和7年度小中学校・義務教育学校教職員人事異動実施要領（案）

全県的な視野に立ち、市町等教育委員会と緊密に連携して、市町相互間及び学校種別間の人事交流を促進する。

また、校長の意向も踏まえ、質の高い学校経営を目指した継続的な改善活動の取組の中で各学校の諸課題の解決に向け、市町等教育委員会の内申に基づき人事異動を行い、教職員の適正配置を図る。

1 転 任

- (1) 地域間、市町間において一層の交流を図る。特に、学校の統廃合等に伴う異動を適正に行う。
- (2) 特別支援教育の充実に向け、特別支援学校との一層の交流を図る。
- (3) 学校・事務局間、小・中・義務教育学校間において一層の交流を図る。
- (4) 都市部地域とへき地を含む周辺地域との交流を図る。
- (5) 夜間中学における教育の充実に向け、県立夜間中学校との交流を図る。
- (6) 同一校に長年月（原則8年以上）勤務する者の転任を積極的に行う。
- (7) 新規に採用した教員については、採用後3年ないし6年の間に転任することを原則とする。
- (8) 同一校には、3年以上勤務することを原則とする。

2 昇任及び降任

- (1) 職責に応じた自覚と使命感を持ち、次の各項に示す人物像にふさわしい者を全県的な立場から選考のうえ昇任させる。
 - ① 管理職（校長・教頭）
 - ア 高い倫理観を有する者
 - イ リーダーシップを有する者
 - ウ 課題解決能力を有する者
 - エ 継続的な改善能力を有する者
 - ② 主幹教諭
 - ア 高い倫理観を有する者
 - イ ミドルリーダーとしての資質を有する者
 - ウ 課題解決能力を有する者
 - エ 継続的な改善能力を有する者

③ 指導教諭

- ア 高い倫理観を有する者
- イ ミドルリーダーとしての資質を有する者
- ウ 高い専門性と優れた教科指導力を有する者
- エ 継続的な改善能力を有する者

(2) 若手及び女性の意欲と能力を重視するとともに、いじめや不登校への対応、学校における働き方改革等の諸課題の解決に取り組む者の積極的な登用を図る。

(3) 管理職の昇任に伴う人事異動は、管理職任用候補者名簿に登載された者の中から、適材適所の視点に立ち、原則、他の学校において昇任させる。あわせて、広域的な人事交流を図る。

(4) 主幹教諭・指導教諭の昇任に伴う人事異動は、主幹教諭・指導教諭任用候補者名簿に登載された者の中から、適材適所の視点に立ち、昇任させる。

(5) 希望降任制度の活用を図る。

3 新規採用・再任用

(1) 新規採用者の育成が円滑に実施できる学校への配置を行う。

ア 新規採用者の経験や意向、学校事情等を考慮し、適正な配置に努める。

イ 人材育成の観点から、出身地（合併前の旧市町村）及び生活の本拠地以外への配置に努める。

(2) 再任用者については、その能力や経験を有効に活かすことができる配置に努める。

4 その他

(1) 希望調書を提出させる。

(2) 各学校の実情を踏まえた特色ある学校づくりに向け、教育実践に対する本人の意欲を重視した適材適所の人事異動に努める。

(3) 異動に関し、健康状況や子育て、介護、障がい等の状況について、聞き取り等を通して把握し、必要な配慮に努める。

(4) 市町等教育委員会と十分な意見交換を行い、円滑な人事異動に努める。

令和7年度小中学校・義務教育学校教職員人事異動実施要領新旧対照表

令和7年度実施要領	令和6年度実施要領
<p>全県的な視野に立ち、市町等教育委員会と緊密に連携して、市町相互間及び学校種別間の人事交流を促進する。</p> <p>また、校長の意向も踏まえ、質の高い学校経営を目指した継続的な改善活動の取組の中で各学校の諸課題の解決に向け、市町等教育委員会の内申に基づき人事異動を行い、教職員の適正配置を図る。</p> <p>1 転 任</p> <p>(1) 地域間、市町間において一層の交流を図る。特に、学校の統廃合等に伴う異動を適正に行う。</p> <p>(2) 特別支援教育の充実に向け、特別支援学校との一層の交流を図る。</p> <p>(3) 学校・事務局間、小・中・義務教育学校間において一層の交流を図る。</p> <p>(4) 都市部地域とへき地を含む周辺地域との交流を図る。</p> <p><u>(5) 夜間中学における教育の充実に向け、県立夜間中学校との交流を図る。</u></p> <p><u>(6) 同一校に長年月（原則8年以上）勤務する者の転任を積極的に行う。</u></p> <p><u>(7) 新規に採用した教員については、採用後3年ないし6年の間に転任することを原則とする。</u></p>	<p>全県的な視野に立ち、市町等教育委員会と緊密に連携して、市町相互間及び学校種別間の人事交流を促進する。</p> <p>また、校長の意向も踏まえ、質の高い学校経営を目指した継続的な改善活動の取組の中で各学校の諸課題の解決に向け、市町等教育委員会の内申に基づき人事異動を行い、教職員の適正配置を図る。</p> <p>1 転 任</p> <p>(1) 地域間、市町間において一層の交流を図る。特に、学校の統廃合等に伴う異動を適正に行う。</p> <p>(2) 特別支援教育の充実に向け、特別支援学校との一層の交流を図る。</p> <p>(3) 学校・事務局間、小・中・義務教育学校間において一層の交流を図る。</p> <p>(4) 都市部地域とへき地を含む周辺地域との交流を図る。</p> <p><u>(5) 同一校に長年月（原則8年以上）勤務する者の転任を積極的に行う。</u></p> <p><u>(6) 新規に採用した教員については、採用後3年ないし6年の間に転任することを原則とする。</u></p>

令和7年度実施要領	令和6年度実施要領
<p>(8) 同一校には、3年以上勤務することを原則とする。</p> <p>2 昇任及び降任</p> <p>(1) 職責に応じた自覚と使命感を持ち、次の各項に示す人物像にふさわしい者を全県的な立場から選考のうえ昇任させる。</p> <p>① 管理職（校長・教頭）</p> <p>ア 高い倫理観を有する者</p> <p>イ リーダーシップを有する者</p> <p>ウ 課題解決能力を有する者</p> <p>エ 継続的な改善能力を有する者</p> <p>② 主幹教諭</p> <p>ア 高い倫理観を有する者</p> <p>イ ミドルリーダーとしての資質を有する者</p> <p>ウ 課題解決能力を有する者</p> <p>エ 継続的な改善能力を有する者</p> <p>③ 指導教諭</p> <p>ア 高い倫理観を有する者</p> <p>イ ミドルリーダーとしての資質を有する者</p> <p>ウ 高い専門性と優れた教科指導力を有する者</p> <p>エ 継続的な改善能力を有する者</p> <p>(2) 若手及び女性の意欲と能力を重視するとともに、いじめや不登校への対応、学校における働き方改革等の諸課題の解決に取り組む者の積極的な登用を図る。</p> <p>(3) 管理職の昇任に伴う人事異動は、管理職任用候補者名簿に登載された者の中から、適材適所の視点に立ち、原則、他の学校において昇任させる。あわせて、広域的な人事交流を図る。</p>	<p>(7) 同一校には、3年以上勤務することを原則とする。</p> <p>2 昇任及び降任</p> <p>(1) 職責に応じた自覚と使命感を持ち、次の各項に示す人物像にふさわしい者を全県的な立場から選考のうえ昇任させる。</p> <p>① 管理職（校長・教頭）</p> <p>ア 高い倫理観を有する者</p> <p>イ リーダーシップを有する者</p> <p>ウ 課題解決能力を有する者</p> <p>エ 継続的な改善能力を有する者</p> <p>② 主幹教諭</p> <p>ア 高い倫理観を有する者</p> <p>イ ミドルリーダーとしての資質を有する者</p> <p>ウ 課題解決能力を有する者</p> <p>エ 継続的な改善能力を有する者</p> <p>③ 指導教諭</p> <p>ア 高い倫理観を有する者</p> <p>イ ミドルリーダーとしての資質を有する者</p> <p>ウ 高い専門性と優れた教科指導力を有する者</p> <p>エ 継続的な改善能力を有する者</p> <p>(2) 若手及び女性の意欲と能力を重視するとともに、いじめや不登校への対応、学校における働き方改革等の諸課題の解決に取り組む者の積極的な登用を図る。</p> <p>(3) 管理職の昇任に伴う人事異動は、管理職任用候補者名簿に登載された者の中から、適材適所の視点に立ち、原則、他の学校において昇任させる。あわせて、広域的な人事交流を図る。</p>

令和7年度実施要領	令和6年度実施要領
<p>(4) 主幹教諭・指導教諭の昇任に伴う人事異動は、主幹教諭・指導教諭任用候補者名簿に登載された者の中から、適材適所の視点に立ち、昇任させる。</p> <p>(5) 希望降任制度の活用を図る。</p> <p>(削る)</p>	<p>(4) 主幹教諭・指導教諭の昇任に伴う人事異動は、主幹教諭・指導教諭任用候補者名簿に登載された者の中から、適材適所の視点に立ち、昇任させる。</p> <p>(5) 希望降任制度の活用を図る。</p> <p>3 退 職</p> <p>(1) <u>教職員組織の年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図るため早期退職者の募集を行う。</u></p>
<p>3 新規採用・再任用</p> <p>(1) 新規採用者の育成が円滑に実施できる学校への配置を行う。</p> <p>ア <u>新規採用者の経験や意向、学校事情等を考慮し、適正な配置に努める。</u></p> <p>イ <u>人材育成の観点から、出身地（合併前の旧市町村）及び生活の本拠地以外への配置に努める。</u></p> <p>(2) 再任用者については、その能力や経験を有効に活かすことができる配置に努める。</p>	<p>4 新規採用・再任用</p> <p>(1) 新規採用者の育成が円滑に実施できる学校への配置を行う。</p> <p>ア <u>人材育成の観点から、出身地（合併前の旧市町村）及び生活の本拠地以外への配置に努める。</u></p> <p>イ <u>新規採用者の経験や意向、学校事情等を考慮し、適正な配置に努める。</u></p> <p>(2) 再任用者については、その能力や経験を有効に活かすことができる配置に努める。</p>
<p>4 その他</p> <p>(1) 希望調書を提出させる。</p>	<p>5 その他</p> <p>(1) 希望調書を提出させる。</p>

令和7年度実施要領	令和6年度実施要領
<p>(2) 各学校の実情を踏まえた特色ある学校づくりに向け、教育実践に対する本人の意欲を重視した適材適所の人事異動に努める。</p> <p>(3) 異動に関し、健康状況や子育て、介護、障がい等の状況について、聞き取り等を通して把握し、必要な配慮に努める。</p> <p>(4) 市町等教育委員会と十分な意見交換を行い、円滑な人事異動に努める。</p>	<p>(2) 各学校の実情を踏まえた特色ある学校づくりに向け、教育実践に対する本人の意欲を重視した適材適所の人事異動に努める。</p> <p>(3) 異動に関し、健康状況や子育て、介護、障がい等の状況について、聞き取り等を通して把握し、必要な配慮に努める。</p> <p>(4) 市町等教育委員会と十分な意見交換を行い、円滑な人事異動に努める。</p>

令和7年度県立学校教職員人事異動実施要領（案）

全県的な視野に立ち、校長の意向を踏まえ、質の高い学校経営を目指した継続的な改善活動の取組の中で各学校の特色化の推進及び諸課題の解決に向け、教職員の適正配置を図る。

1 転任

- (1) 同一校に長年月（原則8年以上）勤務する者の転任を積極的に行う。
- (2) 都市部・都市周辺地及び遠隔地の各学校間の相互交流を図る。
- (3) 全・定・通各課程間及び普通科、専門学科、総合学科校間の交流を図る。
- (4) 学校・事務局間の交流を図る。
- (5) 新規に採用した教員については、採用後3年ないし6年の間に転任することを原則とする。なお、平成24年度以降に新規採用した教員の転任については、上記(2)、(3)により行うことを原則とする。
- (6) 特別支援教育の充実に向け、特別支援学校と小・中・義務教育学校及び高等学校との一層の交流を図る。
- (7) 夜間中学における教育の充実に向け、多様な学びに対応できる教職員の配置に努める。
- (8) 同一校には、3年以上勤務することを原則とする。

2 昇任及び降任

- (1) 職責に応じた自覚と使命感を持ち、次の各項に示す人物像にふさわしい者を全県的な立場から選考のうえ昇任させる。
 - ① 管理職（校長・教頭）
 - ア 高い倫理観を有する者
 - イ リーダーシップを有する者
 - ウ 課題解決能力を有する者
 - エ 継続的な改善能力を有する者
 - ② 主幹教諭
 - ア 高い倫理観を有する者
 - イ ミドルリーダーとしての資質を有する者
 - ウ 課題解決能力を有する者
 - エ 継続的な改善能力を有する者

- (2) 若手及び女性の意欲と能力を重視するとともに、いじめや不登校への対応、学校における働き方改革等の諸課題の解決に取り組む者の積極的な登用を図る。
- (3) 管理職の昇任に伴う人事異動は、管理職任用候補者名簿に登載された者の中から、適材適所の視点に立ち、原則、他の学校において昇任させる。
- (4) 主幹教諭の昇任に伴う人事異動は、主幹教諭任用候補者名簿に登載された者の中から、適材適所の視点に立ち、昇任させる。
- (5) 希望降任制度の活用を図る。

3 新規採用・再任用

- (1) 新規採用者は、出身校及び生活の本拠地への配置は行わないことを原則とする。
- (2) 再任用者については、その能力や経験を有効に活かすことができる配置に努める。

4 その他

- (1) 希望調書を提出させる。
- (2) 各学校の特色化の推進等に向け、教育実践に対する本人の意欲を重視した適材適所の人事異動に努める。
- (3) 異動に関し、健康状況や子育て、介護、障がい等の状況について、聞き取り等を通して把握し、必要な配慮に努める。

令和7年度県立学校教職員人事異動実施要領新旧対照表

令和7年度実施要領	令和6年度実施要領
<p>全県的な視野に立ち、校長の意向を踏まえ、質の高い学校経営を目指した継続的な改善活動の取組の中で各学校の特色化の推進及び諸課題の解決に向け、教職員の適正配置を図る。</p>	<p>全県的な視野に立ち、校長の意向を踏まえ、質の高い学校経営を目指した継続的な改善活動の取組の中で各学校の特色化の推進及び諸課題の解決に向け、教職員の適正配置を図る。</p>
<p>1 転 任</p> <p>(1) 同一校に長年月（原則8年以上）勤務する者の転任を積極的に行う。</p> <p>(2) 都市部・都市周辺地及び遠隔地の各学校間の相互交流を図る。</p> <p>(3) 全・定・通各課程間及び普通科、専門学科、総合学科校間の交流を図る。</p> <p>(4) 学校・事務局間の交流を図る。</p> <p>(5) 新規に採用した教員については、採用後3年ないし6年の間に転任することを原則とする。なお、平成24年度以降に新規採用した教員の転任については、上記(2)、(3)により行うことを原則とする。</p> <p>(6) 特別支援教育の充実に向け、特別支援学校と小・中・義務教育学校及び高等学校との一層の交流を図る。</p> <p><u>(7) 夜間中学における教育の充実に向け、多様な学びに対応できる教職員の配置に努める。</u></p> <p><u>(8) 同一校には、3年以上勤務することを原則とする。</u></p>	<p>1 転 任</p> <p>(1) 同一校に長年月（原則8年以上）勤務する者の転任を積極的に行う。</p> <p>(2) 都市部・都市周辺地及び遠隔地の各学校間の相互交流を図る。</p> <p>(3) 全・定・通各課程間及び普通科、専門学科、総合学科校間の交流を図る。</p> <p>(4) 学校・事務局間の交流を図る。</p> <p>(5) 新規に採用した教員については、採用後3年ないし6年の間に転任することを原則とする。なお、平成24年度以降に新規採用した教員の転任については、上記(2)、(3)により行うことを原則とする。</p> <p>(6) 特別支援教育の充実に向け、特別支援学校と小・中・義務教育学校及び高等学校との一層の交流を図る。</p> <p>(7) 同一校には、3年以上勤務することを原則とする。</p>
<p>2 昇任及び降任</p>	<p>2 昇任及び降任</p>

令和7年度実施要領	令和6年度実施要領
<p>(1) 職責に応じた自覚と使命感を持ち、次の各項に示す人物像にふさわしい者を全県的な立場から選考のうえ昇任させる。</p> <p>① 管理職（校長・教頭）</p> <p>ア 高い倫理観を有する者 イ リーダーシップを有する者 ウ 課題解決能力を有する者 エ 継続的な改善能力を有する者</p> <p>② 主幹教諭</p> <p>ア 高い倫理観を有する者 イ ミドルリーダーとしての資質を有する者 ウ 課題解決能力を有する者 エ 継続的な改善能力を有する者</p> <p>(2) 若手及び女性の意欲と能力を重視するとともに、いじめや不登校への対応、学校における働き方改革等の諸課題の解決に取り組む者の積極的な登用を図る。</p> <p>(3) 管理職の昇任に伴う人事異動は、管理職任用候補者名簿に登載された者の中から、適材適所の視点に立ち、原則、他の学校において昇任させる。</p> <p>(4) 主幹教諭の昇任に伴う人事異動は、主幹教諭任用候補者名簿に登載された者の中から、適材適所の視点に立ち、昇任させる。</p> <p>(5) 希望降任制度の活用を図る。</p> <p>(削る)</p>	<p>(1) 職責に応じた自覚と使命感を持ち、次の各項に示す人物像にふさわしい者を全県的な立場から選考のうえ昇任させる。</p> <p>① 管理職（校長・教頭）</p> <p>ア 高い倫理観を有する者 イ リーダーシップを有する者 ウ 課題解決能力を有する者 エ 継続的な改善能力を有する者</p> <p>② 主幹教諭</p> <p>ア 高い倫理観を有する者 イ ミドルリーダーとしての資質を有する者 ウ 課題解決能力を有する者 エ 継続的な改善能力を有する者</p> <p>(2) 若手及び女性の意欲と能力を重視するとともに、いじめや不登校への対応、学校における働き方改革等の諸課題の解決に取り組む者の積極的な登用を図る。</p> <p>(3) 管理職の昇任に伴う人事異動は、管理職任用候補者名簿に登載された者の中から、適材適所の視点に立ち、原則、他の学校において昇任させる。</p> <p>(4) 主幹教諭の昇任に伴う人事異動は、主幹教諭任用候補者名簿に登載された者の中から、適材適所の視点に立ち、昇任させる。</p> <p>(5) 希望降任制度の活用を図る。</p> <p>3 退 職</p> <p>(1) <u>教職員組織の年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図るため早期退職者の募集を行う。</u></p>
<p>3 新規採用・再任用</p>	<p>4 新規採用・再任用</p>

令和7年度実施要領	令和6年度実施要領
<p>(1) 新規採用者は、出身校及び生活の本拠地への配置は行わないことを原則とする。</p> <p>(2) 再任用者については、その能力や経験を有効に活かすことができる配置に努める。</p>	<p>(1) 新規採用者は、出身校及び生活の本拠地への配置は行わないことを原則とする。</p> <p>(2) 再任用者については、その能力や経験を有効に活かすことができる配置に努める。</p>
<p><u>4</u> その他</p> <p>(1) 希望調書を提出させる。</p> <p>(2) 各学校の特色化の推進等に向け、教育実践に対する本人の意欲を重視した適材適所の人事異動に努める。</p> <p>(3) 異動に関し、健康状況や子育て、介護、障がい等の状況について、聞き取り等を通して把握し、必要な配慮に努める。</p>	<p><u>5</u> その他</p> <p>(1) 希望調書を提出させる。</p> <p>(2) 各学校の特色化の推進等に向け、教育実践に対する本人の意欲を重視した適材適所の人事異動に努める。</p> <p>(3) 異動に関し、健康状況や子育て、介護、障がい等の状況について、聞き取り等を通して把握し、必要な配慮に努める。</p>

報告1

「本よもうねっとプラン（仮称）」－第五次三重県子ども読書活動推進計画－
中間案について

「本よもうねっとプラン（仮称）」－第五次三重県子ども読書活動推進計画－中間案につ
いて、別紙のとおり報告する。

令和6年11月22日提出

三重県教育委員会事務局
社会教育・文化財保護課長

「本よもうねっとプラン（仮称）」

—第五次三重県子ども読書活動推進計画—中間案について

現行の第四次三重県子ども読書活動推進計画の計画期間が令和6年度で終了することから、次期推進計画となる「本よもうねっとプラン（仮称）」（以下「プラン」という。）の策定に向け、三重県子ども読書活動推進会議にご意見をいただき、別冊1のとおり中間案を取りまとめました。

1 プラン中間案の概要について（別紙1）

（1）プランの基本的な考え方

「第四次子ども読書活動推進計画」における取組の成果と課題や、読書活動を取り巻く現状をふまえ、基本理念、めざす姿、基本方針について記載しています。

【基本理念】

読書は壮大な冒険のはじまりです。いつも本がそばにある読書環境を整え、子どもの新たな冒険の旅を社会全体で応援します。

【めざす姿】

子どもが、読書活動を通じて、歴史や文学、科学、芸術など、さまざまな分野への関心高め、感性や情操を磨き、幅広い視野や知識を統合して考える力と豊かな人間性を身につけています。

【基本方針1】多様な子どもがたくさん本と出会う機会づくり

子どもが主体的に本に親しむことができるよう、子どもの視点に立った読書環境の整備やデジタル社会の進展に伴うDX化を継続的に促進することで、多様な子どもの読書機会を確保します。

【基本方針2】社会全体で子どもの読書活動を応援する体制づくり

「子どもと本をつなぐ」役割を担う、家庭、地域、学校、企業などが、互いの強みを活かして協働するネットワークを構築し、これまでの活動や取組に拡がりを生ませることで、より一層子どもの読書活動を応援する体制づくりを進めます。

(2) 子どもの読書活動推進のための方策

今後の推進方策として、「発達段階に応じた読書活動の推進」について記載するとともに、「家庭」、「地域」、「学校等」、「企業等」のそれぞれにおいて求められる役割や今後の具体的な取組について記載しています。

①発達段階に応じた読書活動の推進

- ・家庭や地域、学校等における就学前、小学生、中学生、高校生の時期をとらえた取組を進めることで、切れ目のない子どもの読書活動を推進します。

②子どもが読書に親しむ機会の充実

■家庭における主な取組

- ・家読（うちどく）の啓発、保護者への読書の重要性の理解促進、お話し会への参加など、子どもが興味や関心を示すような読書環境の整備を進めます。

■地域における主な取組

- ・公立図書館などによるお話し会の開催、読書ボランティアの活動の場の拡大、子ども食堂へのブックドライブなど、子どもが読書に親しむ機会を確保します。

■学校等における主な取組

- ・「朝の読書」の促進、学校図書館のリニューアルによる活性化、アクセシブルな書籍の整備など、子どもが読書の習慣を身につける取組の充実を図ります。

■企業等における主な取組

- ・ブックドライブによる本の収集、小児科の待合などへの文庫の設置、書店におけるイベントの情報発信など、企業等における取組を促進します。

(3) プランを総合的に推進するための体制整備

「本よもうねっとMIE」や、「三重県子ども読書活動推進会議」といったプランを総合的に推進するための体制整備について記載しています。

①本よもうねっとMIEの拡大

- ・社会全体で子どもの読書活動を応援するため、家庭、地域、学校、企業など多様な団体が連携・協力する「本よもうねっとMIE」を拡大します。

②子ども読書活動推進会議による検証

- ・本プランに基づく取組の進捗状況把握と、効果の分析・評価などについて協議、検証し、今後の方策につなげます。

③読書活動に関する人材の育成

- ・司書やボランティアを対象とした交流会を開催し、成功事例等からの学びによるスキルアップを支援することで、読書活動に関する人材を育成します。

④市町の計画策定に向けた支援

- ・必要な資料や情報の提供を通じて、市町の読書活動推進計画が円滑に策定できるよう支援します。

2 プランの進行管理（KPI）について（別紙2）

毎年度、取組の進捗状況をふまえ、KPI（重要業績評価指標）の達成状況の確認とその要因の分析を行い、三重県子ども読書活動推進会議等の関係会議に報告するとともに、会議等の意見に基づいて取組の改善を行い、次年度以降の取組に生かすなど、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルに基づく進行管理を実施します。

3 今後のスケジュール

令和6年12月	教育警察常任委員会
12月～1月	パブリックコメント
2月	第3回三重県子ども読書活動推進会議
3月	教育警察常任委員会

「本よもうねっとプラン(仮称)」 —第五次三重県子ども読書活動推進計画—中間案



基本理念

めざす姿

基本方針

第四次計画における課題

- ・多様な子ども読書機会の確保や身近に本がある環境づくりを推進していく必要があります。
 - ・社会全体で、子ども読書活動を切れ目なく支援・応援し、進んでいくための体制づくりを推進していく必要があります。
- ### 読書活動を取り巻く現状
- ・子どもの不読率の状況
 - ・デジタル化の進展
 - ・読書活動の関係法令等の制定

など、子ども読書活動を取り巻く環境を含む、社会全体が大きく転換しています。

【基本方針1】
多様な子ども
がたくさんの
本と出会う機
会づくり

【基本方針2】
社会全体で子
ども読書活
動を応援する
体制づくり



よもうねっとMIE

読書は大きな冒険のはじまりです。いつも本がそばにある読書環境を整え、子どもの新たな冒険の旅を社会全体で応援します。

子どもが、読書活動を通じて、歴史や文学、科学、芸術など、さまざまな分野への関心を高め、感性や情懷を磨き、幅広い視野や知識を統合して考える力と豊かな人間性を身につけています。

子どもの読書活動推進のための方策

- 1 発達段階に応じた読書活動の推進
 - ・乳幼児期から切れ目ない最適な読書活動の取組
- 2 子どもが読書に親しむ機会の充実
 - (1) 家庭における主な取組
 - ・家読(うちどく)の啓発、保護者への読書の重要性についての理解促進、お話し会への参加など
 - (2) 地域における主な取組
 - ・公立図書館や児童館によるお話し会の開催、読書ボランティアの活動の場の拡大
 - 子ども食堂のブックドライブの受け入れなど
 - (3) 学校等における主な取組
 - ・「朝の読書」の促進、学校図書館のリニューアルによる活性化、アクセシブルな書籍の整備など
 - (4) 企業等における主な取組
 - ・ブックドライブによる本の収集、小児科の待合などへの文庫の設置、書店におけるイベントの情報発信など

プランを推進するための体制整備

- 1 本よもうねっとMIEの拡大
 - ・社会全体で、子ども読書活動を応援する体制を拡大
- 2 子ども読書活動推進会議による検証
 - ・取組の進捗状況把握と、効果の分析・評価などに関する事項を検証
- 3 読書活動に関する人材の育成
 - ・司書やボランティアを対象とした交流会を開催し、スキルアップを支援
- 4 市町の計画策定に向けた支援
 - ・市町が円滑に計画策定できるよう必要な資料や情報を提供

「本よもうねっとMIE」は、子どもをはじめとしたすべての県民の読書活動を推進するため、家庭や学校、地域の方々、企業、団体などが連携し、それぞれの活動を共有するとともに、互いの強みを生かし、できることを無理のない範囲で協働する緩やかなネットワークです。

プランの対象

おおむね0歳から18歳まで

プランの期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

「本よもうねっとプラン（仮称）」 K P I 一覧（案）

別紙 2

めざす効果	項目	項目の説明	項目の選定理由	目標数値		令和11年度目標値設定理由
				R:6 (現状値)	R:11 (目標値)	
家庭における読書習慣の形成	授業時間以外に読書をする子どもの割合	「学校の授業時間以外に、1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」という質問に対して、「10分以上」と回答した公立小中学生の割合（三重県教育委員会調べ）	家庭での読書習慣形成のためには、授業時間以外で読書に親しむ子どもたちが増えることが重要であることから選定しました。	令和7年2月調査結果発表 小学生 xx.x% 中学生 xx.x%	小学生 61.4% 中学生 51.8%	三重県教育ビジョンの目標値（令和7～9年度）を共有し、その伸び率（小学生0.7ポイント、中学生1.2ポイント）を令和10年度以降に採用することで小学生61.4%、中学生51.8%と設定しました。
地域と家庭や学校等との連携による読書活動の充実	公立図書館の児童書貸出冊数	公立図書館及び公民館、市民センターにおける児童書の貸出冊数（三重県教育委員会調べ）	公立図書館の児童書貸出冊数が、地域での読書習慣の進捗を反映することから選定しました。	3,525,858冊 (R5実績)	4,455,000冊	過去3年間で約558,000冊伸びていることを踏まえ、年間で186,000冊増加させ、4,455,000冊と設定しました。
	ボランティアと連携した学校の割合	読書ボランティアと連携してお話し会などを実施した公立小中学校の割合（三重県教育委員会調べ）	地域での読書習慣の推進のためには、読書ボランティアと学校との連携が重要であることから選定しました。	小学生 88.2% 中学生 45.9% (R5実績)	小学生 100.0% 中学生 66.9%	令和3年度から令和5年度までの実績の平均伸び率（小学生2.6ポイント、中学生4.2ポイント）を採用することで、小学生100.0%、中学生66.9%と設定しました。
学校における組織的な読書活動の活性化	一斉読書を実施した学校の割合	「朝の読書」など、一斉に読書する時間を、週に複数回、定期的に実施した公立小中学校の割合（三重県教育委員会調べ）	学校における読書活動推進の取組が、定期的、継続的に実施されることが重要であることから選定しました。	小学生 62.1% 中学生 94.6% (R5実績)	小学生 64.1% 中学生 96.6%	令和3年度から令和5年度までの実績の平均伸び率（小学生[マイナスであったため中学生と同じ]0.4ポイント、中学生0.4ポイント）を採用することで、小学生64.1%、中学生96.6%と設定しました。
	1回以上本を借りた児童生徒の割合（新）	1年間に高校・特別支援学校の学校図書館で1回以上本を借りた児童生徒の割合（三重県学校図書館協議会調べ）	学校における読書活動の中心となる学校図書館の活性化の進捗を反映することから選定しました。	34.2% (R5実績)	43.9%	本プランから新たにKPIとして採用する項目であることから、特に注力して取り組むこととし、令和5年度実績の伸び率（前年比で0.9ポイント増加）の倍となる約2.0ポイント増加させ、43.9%と設定しました。
読書活動を推進する県内企業の拡大	「本よもうねっとMIE」の企業会員数（新）	「本よもうねっとMIE」に加盟する企業等の会員数（三重県教育委員会調べ）	子どもの読書活動を応援・支援しようとするネットワークの会員が増やすことで、子どもが読書に親しむ機会を拡大することが重要であることから選定しました。	6会員	56会員	本プランから新たにKPIとして採用する項目であることから、特に注力して取り組むこととし、年間10会員拡大させ、56会員と設定しました。

本よもうねっとプラン（仮称）

－第五次三重県子ども読書活動推進計画－

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

《中間案》

令和6年11月

三重県教育委員会

目 次

はじめに

第1章 本よもうねっとプランをつくるにあたって

- 1 子どもの読書活動の意義
- 2 本よもうねっとプランをつくる目的
- 3 プランの位置づけ

第2章 第四次計画における取組の成果と課題

- 1 第四次計画における取組
- 2 第四次計画における取組の成果
- 3 残された課題

第3章 読書活動を取り巻く現状

- 1 子どもの読書活動を取り巻く環境の変化
- 2 国・県・市町の動向

第4章 プランの基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 めざす姿
- 3 基本方針
- 4 プランの対象
- 5 プランの期間

第5章 子どもの読書活動推進のための方策

- 1 発達段階に応じた読書活動の推進
- 2 子どもが読書に親しむ機会の充実
 - (1) 家庭における読書活動の推進
 - (2) 地域における読書活動の推進
 - (3) 学校等における読書活動の推進
 - (4) 企業等における読書活動の推進

第6章 プランを総合的に推進するための体制整備

- 1 推進体制を整備する目的
- 2 本よもうねっとMIEの拡大
- 3 三重県子ども読書活動推進会議による検証
- 4 読書活動に関する人材の育成
- 5 市町の計画策定に向けた支援
- 6 プランの進捗管理

はじめに

冒頭の1ページを使って、デジタルを含む多様な媒体や手法を活用して読書活動を推進する計画であることを記載します。

また、子どもにすすめたい本の紹介をします。

第1章 本よもうねっとプランをつくるにあたって

1 子どもの読書活動の意義

子どもは、読書を通じて、新しい世界を知り、感動し、自分としての考えを持つことができるようになります。絵本の読み聞かせや児童書などの読書経験を積み重ねていく中で、たくさんの刺激を受け、感性を磨き、判断力を伸ばし、表現力を高めるとともに、コミュニケーション能力の基礎を築いていきます。

こうした「考えること」「表現すること」の基礎となる読書「読むこと」は、「書くこと」と併せて子どもの成長にとって大切であり、人生をより深く、豊かに生きる力を身につけるための大切な手段の一つです。

2 本よもうねっとプランをつくる目的

本よもうねっとプラン（以下「プラン」という。）は、県のこれまでの取組や読書活動を取り巻く現状などをふまえ、子どもの読書機会を確保するとともに、家庭・地域・学校・企業など、みんなと協力し、社会全体で全ての子どものそばにいつも本がある環境をつくることをめざすものです。

県民の皆さんには、このプランの示す考えについての理解と協力をお願いするとともに、子どもの読書活動を進めるためのさまざまな取組に対し積極的な参加を期待します。

3 プランの位置づけ

このプランは、国の法律（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項）の規定に基づく都道府県の計画です。

第2章 第四次計画における取組の成果と課題

1 第四次計画における取組

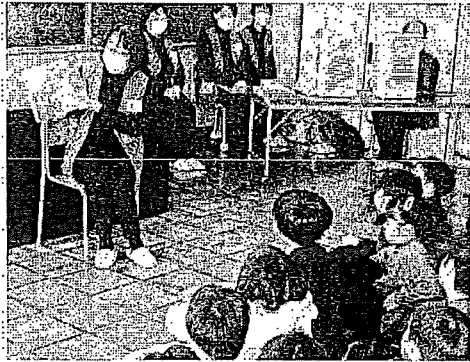
第四次計画では、家庭・地域・学校等による役割を明確にしなが、それぞれの主体における今後のやり方を示し取組を進めてきました。

(1) 家庭への支援の取組

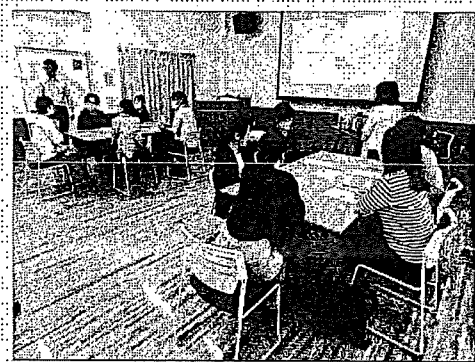
① 主な取組

○小学校へ入学する児童やその保護者を対象として、読書ボランティア¹によるお話し会を行うとともに、家族でコミュニケーションを図りながら、本に親しむ家読(うちどく)²について啓発しました。

○市町の教育委員会や福祉部局と連携し、「みえの親スマイルワーク³」を開催するなかで、「生活習慣・読書習慣チェックシート」を使用しながら、読書の大切さを学ぶ機会を提供しました。

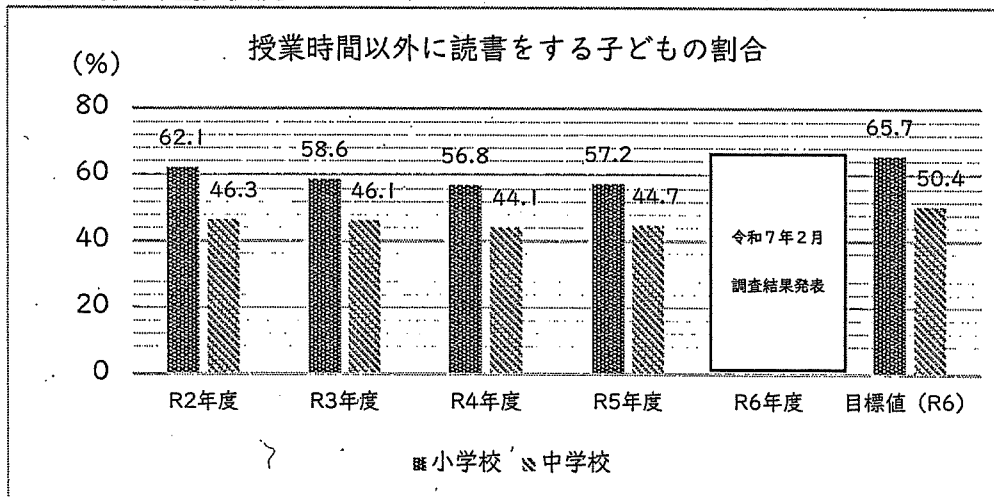


読書ボランティアによるお話し会



みえの親スマイルワーク

② 成果目標の進捗状況



ここ数年、
小学校は60%、
中学校は50%を
下回る結果となっ
ており、目標を達成
できていません。

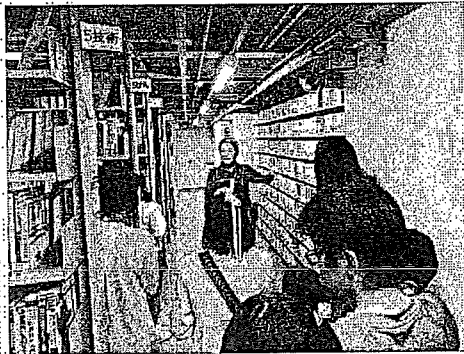
典拠：「全国学力・学習状況調査」(文部科学省) ※令和2年度は未実施、令和6年度は調査項目廃止
「学習や生活についてのアンケート」令和2年度(三重県教育委員会)
「三重県教育ビジョンアンケート」令和6年度(三重県教育委員会)

1 子どもに本の楽しさを伝えたいと願って、読み聞かせやお話し会など、子どもと本を結ぶさまざまな環境づくりをしている人
2 家庭での読書を通して、家族のコミュニケーションを図ろうという取組
3 幼稚園、小・中学校の保護者を対象に、決められたテーマについてワークショップ形式で、楽しく学ぶ参加型プログラム

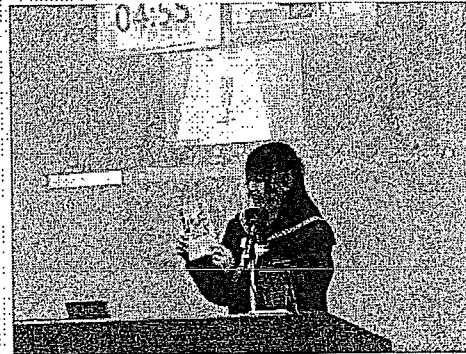
(2) 地域における取組

① 主な取組

- ボランティアが、県立図書館の担当者をサポートする形で、社会見学や子どもを対象とした図書館探検を実施しました。
- 地元企業、書店商業組合、大学、県立図書館、学校図書館協議会などと連携して、書評合戦である「中学生・高校生ビブリオバトル三重県大会」を開催しました。

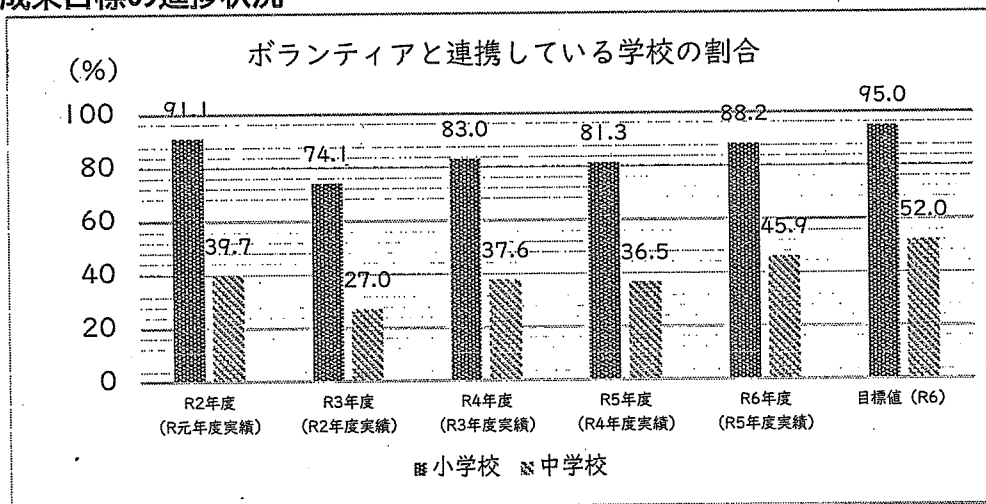


県立図書館の図書館探検



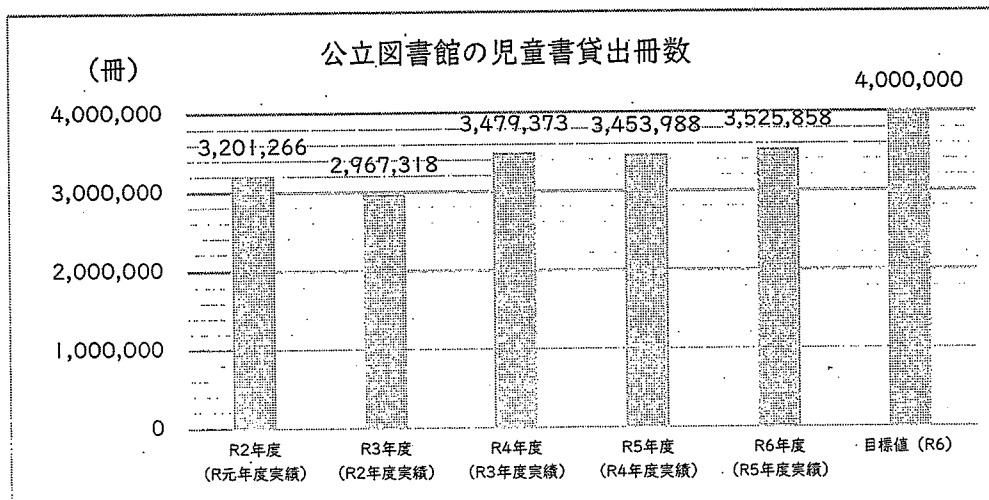
ビブリオバトル三重県大会

② 成果目標の進捗状況



令和6年度(5年度実績)の状況は、小学校では、約90%が連携しているが、中学校では、50%を下回っています。

典拠：「三重県教育ビジョンの目標指標の進捗状況に関する調査」令和2、4～6年度（三重県教育委員会）
「学校図書館の現状に関する調査」令和3年度（文部科学省）



令和6年度(5年度実績)の状況は、コロナ禍前の令和2年度(元年度実績)の状況を上回るまで、回復しています。

典拠：「市町の社会教育関連施設等状況調査」（三重県教育委員会）

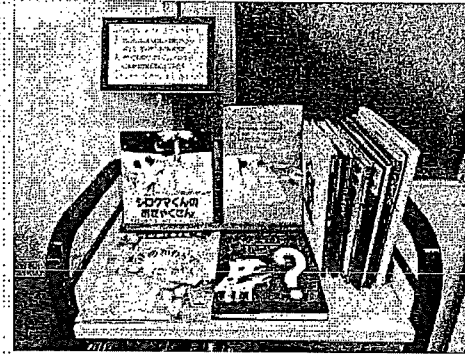
(3) 学校等における取組

① 主な取組

- 県立学校のモデル校で、地域や家庭、生徒などの意見をふまえて策定した計画に基づきソファや黒板本棚⁴の設置など、学校図書館のリニューアルを実施しました。
- 視覚的に理解しやすい大型絵本や触覚によって読み取る点字資料などの図書資料の整備や書画カメラ⁵及び拡大読書器⁶などを活用した読書活動に取り組みました。

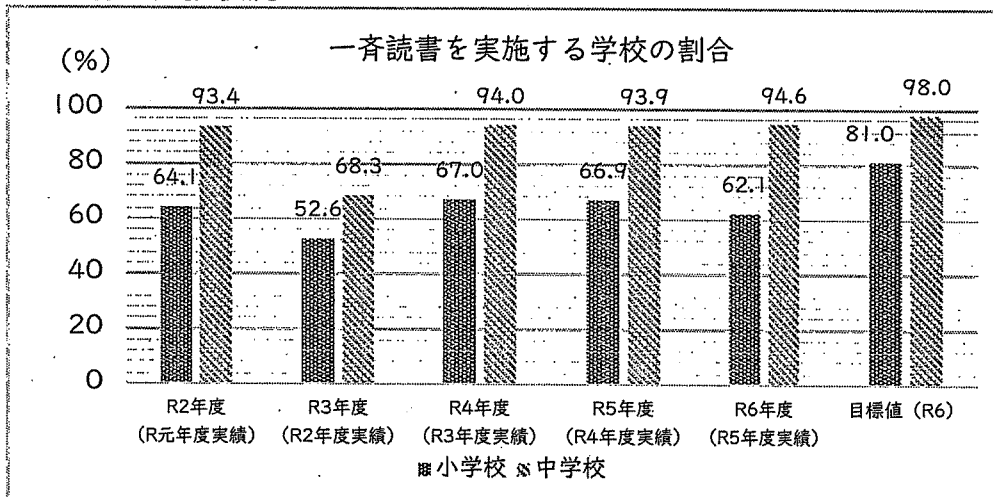


メッセージが書ける黒板本棚



団体から借りた点字絵本コーナー

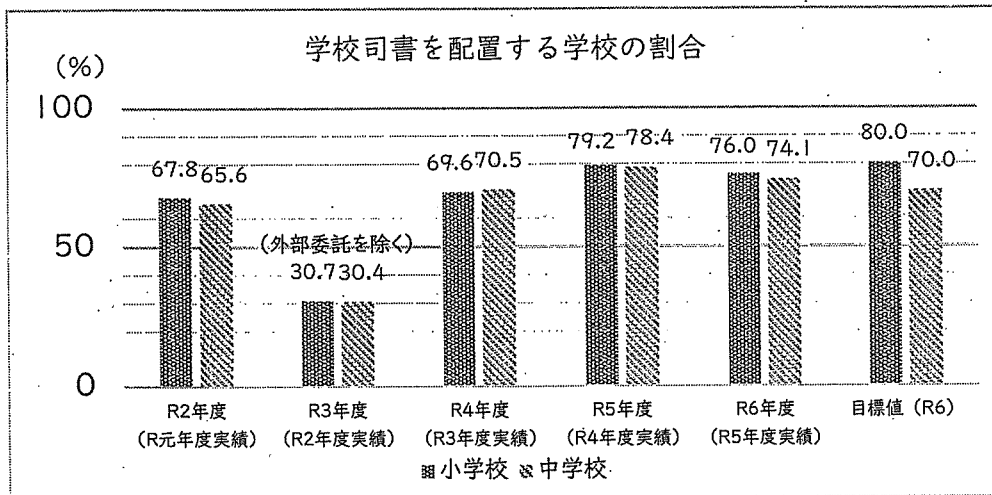
② 成果目標の進捗状況



中学校では、朝の一斉読書など、90%を超す学校で実施されている一方で、小学校では、60%台で推移しています。

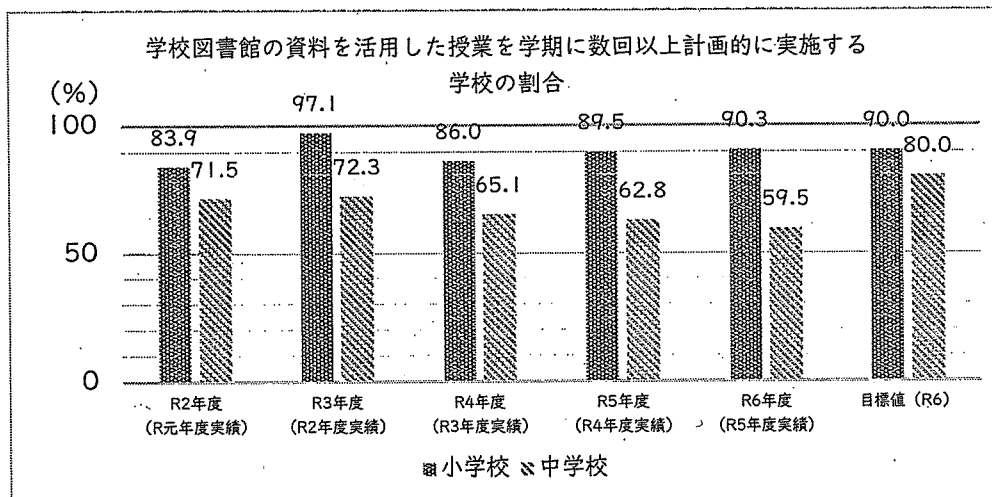
典拠：「三重県教育ビジョンの目標指標の進捗状況に関する調査」令和2、4～6年度（三重県教育委員会）
「学校図書館の現状に関する調査」令和3年度（文部科学省）

4 書評やメッセージが書けるよう側面が黒板になっている本棚
5 資料などをビデオカメラで撮影し、スクリーンやモニターに写し、会議など多数が集まる場で見ることができる装置
6 弱視者、高齢者用に本屋雑誌など印刷資料を拡大してモニター画面に映写する装置



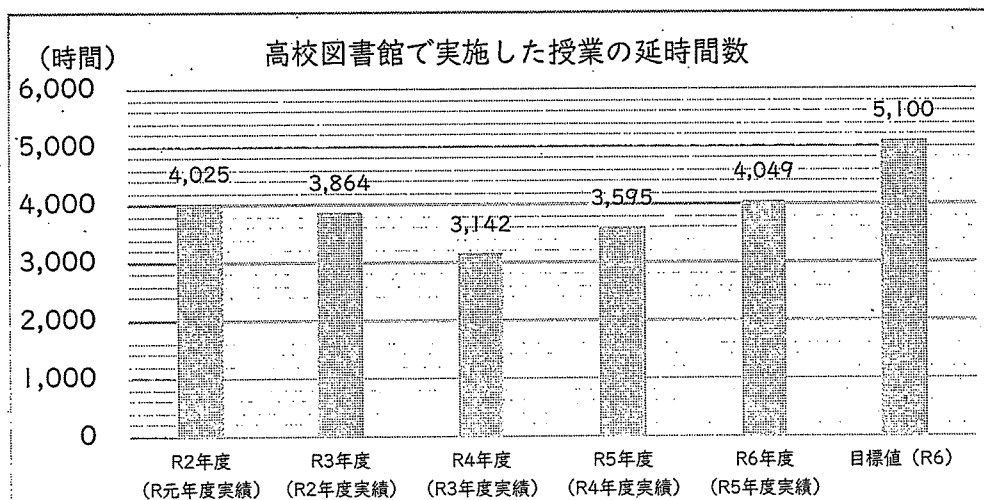
令和3年度以外は、外部委託を含む数値となっています。

典拠：「三重県教育ビジョンの目標指標の進捗状況に関する調査」令和2、4、5年度（三重県教育委員会）
「学校図書館の現状に関する調査」令和3年度（文部科学省）
「公立学校における学校司書の配置状況に関する調査」令和6年度（文部科学省）



令和6年度(5年度実績)で、小学校においては、目標を達成していますが、中学校においては、目標値を大きく下回っています。

典拠：「三重県教育ビジョンの目標指標の進捗状況に関する調査」令和2、4～6年度（三重県教育委員会）
「学校図書館の現状に関する調査」令和3年度（文部科学省）



令和4年度実績以降、上昇傾向に転じていますが、目標値を大きく下回っています。

典拠：「学校図書館白書」（三重県学校図書館協議会司書部）

2 第四次計画における取組の成果

第四次計画の期間中、コロナ禍の影響があり、取組が停滞を余儀なくされる時期がありました。

そのような時期を乗り越え、授業時間以外に読書をする児童生徒の割合は、やや改善したほか、ボランティアと連携している学校の割合や県内公立図書館の児童書貸出冊数は増加傾向にあります。

また、一斉読書を実施する学校の割合や学校司書を配置する小・中学校の割合、高等学校図書館で実施された授業の延べ時間数は、コロナ禍前の水準まで回復させることができました。

目標値に達することができたのは、中学校の学校司書の配置と小学校の学校図書館の資料を活用した授業実施の2項目にとどまりますが、他の項目も上昇傾向にあり、家庭・地域・学校等において、子どもが本に親しむ機会が増加しました。

3 残された課題

依然として授業時間以外に1日あたり10分以上読書をする児童生徒の割合が低い（不読率⁷が高い）ことから、多様な子どもの読書機会の確保や、デジタル社会・バリアフリーに対応することで、子どもが自発的に本に親しむことができるよう、家庭・地域・学校等において、子どもが手を伸ばせば、そこに紙の本や電子書籍がある環境づくりを推進していく必要があります。

そして、多様な子どもの発達段階に応じた読書活動を、これまで読書活動の推進に携わってきた家庭・地域・学校等はもとより、書店・出版社・マスメディア・企業・大学・病院などを含めた社会全体で、子どもの読書活動を切れ目なく支援・応援していくための体制づくりをさらに推進していく必要があります。

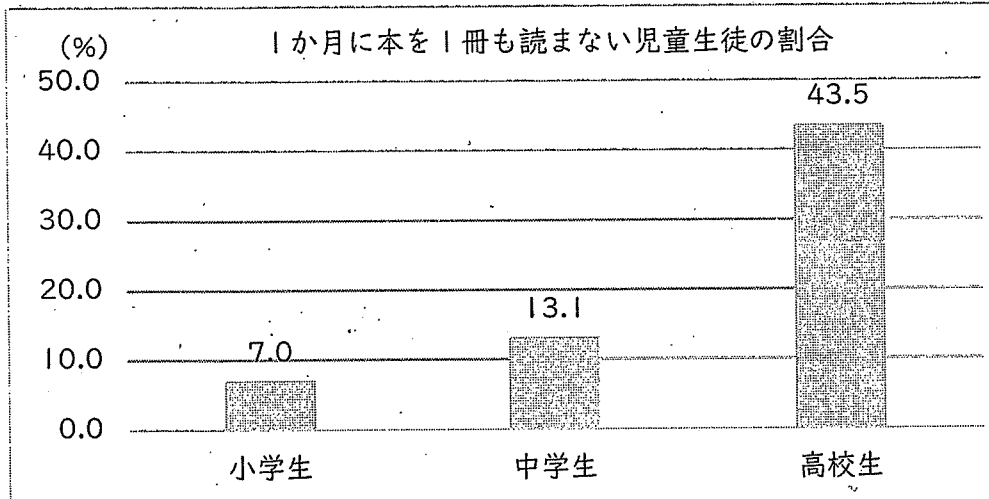
7 1か月の間に1冊も本を読まなかった子どもの割合

第3章 読書活動を取り巻く現状

1 子どもの読書活動を取り巻く環境の変化

全国的な子どもの不読率の状況やデジタル化の進展、読書活動に関する法令等の制定など、子どもの読書活動を取り巻く環境を含む、社会全体が大きく転換しています。

(1) 子どもの不読率の状況



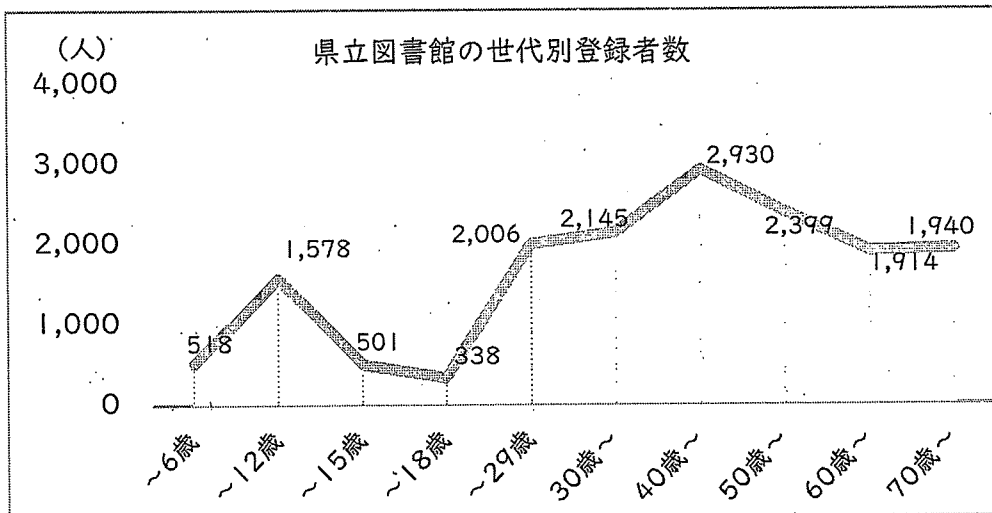
1か月に本を1冊も読まない児童生徒の割合は、年齢が上がるにつれて上昇しており、特に高校生は43.5%と高い割合になっています。

典拠：「第68回学校読書調査」令和5年（全国学校図書館協議会）

全国の小学生（4～6年生）・中学生（1～3年生）・高校生（1～3年生）の抽出調査

小学生：3,447人 中学生：3,317人 高校生：4,048人

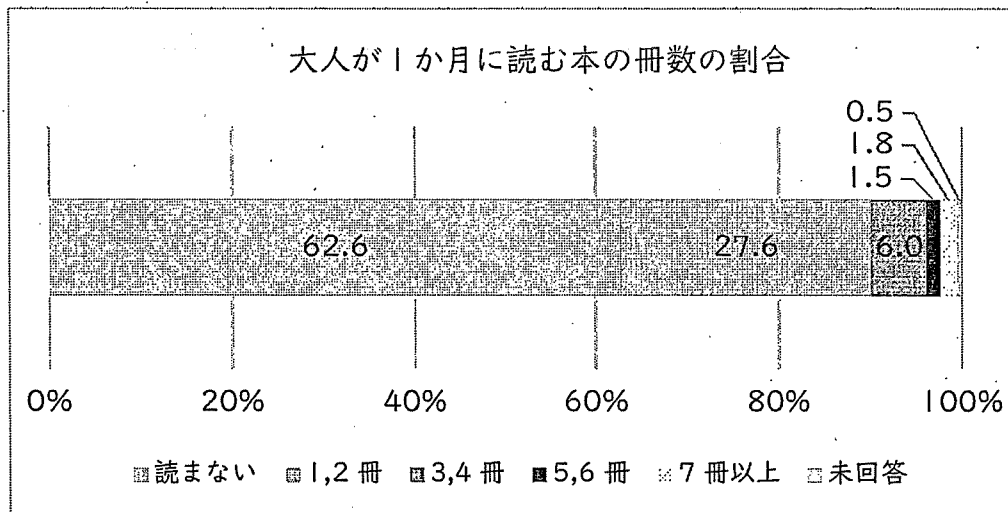
(2) 三重県立図書館の登録状況



13歳～15歳から登録が減少し始め、16歳～18歳の登録が最小となっています。

典拠：「図書館概要」令和6年度（三重県立図書館）

(3) 大人の読書活動の状況



1か月に1冊も本を読まないと回答した人が62.6%と、同じ調査項目が設けられた平成20年度以降では最も多くなっています。

典拠：「国語に関する世論調査」令和5年度（文化庁）

(4) 視聴覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定

令和元年6月、視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な人の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とし、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」という。）が公布・施行されました。

また、令和2年7月、同法第7条に基づき、施策の一層の充実を図るため、令和2年度から令和6年度を対象期間とする「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」が策定されました。

(5) 教育におけるデジタル化の進展

令和元年に、令和時代のスタンダードな学校像として、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、並行してクラウド活用推進、ICT機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用のPDCAサイクル徹底等を進めることで、多様な子どもを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させることを目的とした「GIGA スクール構想⁸」が打ち出されました。

令和3年9月のデジタル庁の設置をはじめ、デジタル社会の形成に向けた取組が進められています。

令和4年6月7日閣議決定された、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においては、教育のデジタル化のミッションとして「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」をめざすことが掲げられました。

⁸ 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現することをめざした文部科学省の施策

さらに、図書館などの社会教育施設において、地域の教育力向上に向けて、ICT⁹などの新しい技術を活用しつつ、多様な主体と連携、協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとづくり、地域づくりを行う取組を促進すること等が示されました。

(6) 第6次「学校図書館整備等5か年計画」の策定

令和4年1月、国は、令和4年度から令和8年度を対象期間とする第6次「学校図書館整備等5か年計画」（以下「第6次整備計画」）を策定しました。

同計画は、全ての公立小中学校等において、「学校図書館図書標準」（平成5年3月29日付け文部省初等中等教育局長決定）の達成をめざすとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書の配置拡充を図ることとしました。

2 国・県・市町の動向

(1) 国及び県の動向

子どもの読書活動をめぐる国及び本県の主な動向は、次のとおりです。

年月	国・県	内容
平成13年12月	国	子どもの読書活動の推進に関する法律の公布・施行
平成14年8月	国	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の策定
平成16年3月	県	三重県子ども読書活動推進計画の策定
平成17年7月	国	文字・活字文化振興法の公布・施行
平成18年12月	国	教育基本法の改正
平成19年6月	国	学校教育法の改正
平成20年3月	国	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）の策定
平成20年6月	国	図書館法の改正
平成21年11月	県	第二次三重県子ども読書活動推進計画の策定
平成22年	国	国民読書年の取組
平成25年5月	国	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）の策定
平成26年6月	国	学校図書館法の改正
平成27年4月	県	第三次三重県子ども読書活動推進計画の策定
平成30年4月	国	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）の策定
令和元年6月	国	読書バリアフリー法の公布・施行
令和元年6月	国	学校教育の情報化の推進に関する法律の施行
令和元年12月	国	GIGA スクール構想の表明
令和2年3月	県	第四次三重県子ども読書活動推進計画の策定
令和4年1月	国	第6次学校図書館整備等5か年計画の策定
令和5年3月	国	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）の策定
令和5年4月	国	こども基本法の施行

(2) 市町の動向

令和6年8月末現在、全ての市町（29市町）において、子どもの読書活動の推進する計画を策定又は、市町の上位計画の中に位置づけられています。

⁹ コンピューターやデータ通信に関する技術をまとめた呼び方

第4章 プランの基本的な考え方

1 基本理念

第2章及び第3章で示した「第四次計画における取組の成果と課題」や「読書活動を取り巻く現状」をふまえ、三重県の子どもが、人生をより深く、豊かに生きる力を身につけるため、自主的な読書活動を推進するにあたり、このプランでは、次のように基本理念を掲げます。

【基本理念】

読書は壮大な冒険のはじまりです。いつも本がそばにある読書環境を整え、子どもの新たな冒険の旅を社会全体で応援します。

2 めざす姿

基本理念のもと、将来の展望としてこのプランでは、次のようにめざす姿を定めます。

【めざす姿】

子どもが、読書活動を通じて、歴史や文学、科学、芸術など、さまざまな分野への関心を高め、感性や情操を磨き、幅広い視野や知識を統合して考える力と豊かな人間性を身につけています。

3 基本方針

基本理念のもと、めざす姿を実現するために、次の二つを基本方針として取り組みます。

【基本方針1】多様な子どもがたくさんの本と出会う機会づくり

子どもが主体的に本に親しむことができるよう、子どもの視点に立った読書環境の整備やデジタル社会の進展に伴うDX化¹⁰を継続的に促進することで、多様な子どもの読書機会を確保します。

【基本方針2】社会全体で子どもの読書活動を応援する体制づくり

「子どもと本をつなぐ」役割を担う、家庭、地域、学校、企業などが、互いの強みを活かして協働するネットワークを構築し、これまでの活動や取組に拡がりを生ませることで、より一層子どもの読書活動を応援する体制づくりを進めます。

4 プランの対象

このプランの対象である「子ども」とは、おおむね0歳から18歳までとします。

5 プランの期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

¹⁰ デジタルを活用することにより、時間短縮や付加価値の向上を実現し、暮らしや仕事をより良いものにする

第5章 子どもの読書活動推進のための方策

1 発達段階に応じた読書活動の推進

子どもの発達は多様であり、個々の子どもの状況を十分に勘案した上で、乳幼児期から切れ目ない個別最適な読書活動を推進する必要があります。

読書に関する子どもの発達段階ごとの特徴として、例えば、国の「子供の読書活動推進に関する有識者会議（平成30年3月論点まとめ）」では、次のような傾向があると指摘されています。

発達段階	子どもの傾向
就学前 （幼稚園、保育所、認定こども園等）の時期（おおむね6歳頃まで）	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。
小学生の時期 （おおむね6歳から12歳まで）	<ul style="list-style-type: none"> ・低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。 ・中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。 ・高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。
中学生の時期 （おおむね12歳から15歳まで）	<ul style="list-style-type: none"> ・多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。
高校生の時期 （おおむね15歳から18歳まで）	<ul style="list-style-type: none"> ・読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

典拠：「子供の読書活動推進に関する有識者会議（平成30年3月論点まとめ）」（文部科学省）

(1) 就学前の時期における主な取組

- 家庭における家読（うちどく）や、地域でのお話し会に参加するなど、読書を楽しむきっかけづくりを促進します。
- 幼稚園、保育所、認定こども園における子どもの興味、関心、発達に応じた図書コーナーの設置を促します。
- 公立図書館などにおけるお話し会や絵本の展示会の定期的な開催を支援します。
- 市町における乳幼児健康診断の機会をとらえ、読み聞かせの体験とともに、絵本を届けるブックスタートについて連携して進めます。



幼稚園の図書コーナー

(2) 小学生の時期における主な取組

- 公立図書館や児童館における保護者に向けた児童書などに関するレファレンス¹¹や情報提供の広報活動について支援します。
- 小学校における読書への意欲が高まるような工夫などの情報提供や、読書への興味関心を育むため、一斉読書などの時間づくりを促進します。

(3) 中学生の時期における主な取組

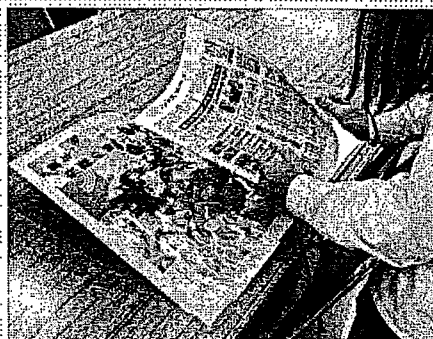
- 公立図書館や書店における青年向けの本の充実や、ポップやコメントを工夫し、読みたいと思える本に出会うきっかけづくりを促進します。
- 中学校における「読む・調べる」といった習慣を確立するため、学校図書館の計画的な利活用の重要性について周知します。



表紙に付けた司書のコメント

(4) 高校生の時期における主な取組

- 塾や部活動のスキマ時間に社会とのつながりを知るきっかけとして、デジタル版を含む新聞などの情報に触れることができる環境づくりを促進します。
- 学校図書館の活性化を図るとともに、学校図書館を活用した探究的な学び¹²や授業づくりを促進します。



新聞を活用した学校図書館の取組

11 図書館などで、調べものの援助をする業務であり、調査のための参考になる資料を整備・作成することも含む

12 生徒が自らの疑問や関心に基づいて、自ら課題を見つけ、具体的な問題について情報を収集し、その情報を整理・分析したり、知識や技能に結び付けたりしながら問題の解決に取り組み、さらなる問題の可決を始めるといった学習活動を発展的に繰り返していく一連の学びのこと

2 子どもが読書に親しむ機会の充実

(1) 家庭における読書活動の推進

①求められる役割

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に大きな影響を与える大人として、読書活動への理解や家庭での読書環境の整備など、積極的な役割を果たしていくことが求められます。

②家庭における読書活動を推進する取組

授業時間以外に1日あたり10分以上読書をする児童生徒の割合は、全国平均と比べると低い状況が続いていることから、子どもが手を伸ばせば、そこに本がある状況をつくり、子どもが自発的に本に親しむことができる環境づくりを促進します。

■家庭での読書環境の整備

○家族が集まる部屋に読書スペースを設けたり、同じ本を通じて、感じたことや考えたことを述べあったりする家読（うちどく）など、家族みんなでコミュニケーションを深めながら、子どもが読書に興味や関心を示すような読書環境の整備の必要性を啓発します。



家読(うちどく)を楽しむ親子

■読書活動への理解の促進

○新入学児童保護者説明会や学校体験会などの機会にあわせ、読書ボランティアによるお話し会を開催し、子どもには本の楽しさを、保護者には読書の重要性についての理解と読書への関心を深めるための取組を促進します。

○県の取組である「みえ家庭教育応援」や「みえの親スマイルワーク」のほか、乳幼児を持つ保護者を対象として市町や関係機関が開催する子育て支援の講座



新入学児童と保護者のお話し会

などで、読書の重要性についての理解と読書への関心を深めるための取組を促進します。

■図書館や読書ボランティアによるお話し会への誘引

○定期的に読書の時間を設けるため図書館に出向いたり、読みたい本を探しに書店に出かけたり、読書ボランティアによるお話し会に参加したりするなど、子どもと保護者が本に親しむ機会づくりにつながる広報活動を推進します。

■保護者自身の読書時間の確保

○子どもに本を好きになってもらうため、無理に読ませるのではなく、普段から保護者自身が本に親しむ時間を確保し、その姿を子どもに見せることで、読書に対する興味や関心を引き出すように働きかけます。

③KPI¹³（重要業績評価指標）と到達目標

項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	めざす成果
授業時間以外に読書をする子どもの割合	令和7年2月調査結果発表 小学生 % 中学生 %	小学生 61.4% 中学生 51.8%	家庭における読書習慣の形成

・「学校の授業時間以外に、1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」という質問に対して、「10分以上」と回答した公立小中学生の割合（三重県教育委員会調べ）

13 県がめざす姿の達成に向けた進捗を適切に評価し、県民の皆さんが把握することができる定量的又は定性的な指標

(2) 地域における読書活動の推進

①求められる役割

子どもが、家庭や学校以外でさまざまな体験が可能な場として、子どもと本が出合う機会を創出することで、豊かな心を育みます。

公立図書館や児童館、公民館、子ども食堂などには、地域の子どもの読書活動推進の拠点として、読書活動に関する情報の発信、定期的な啓発事業の実施、読書ボランティア等への支援等、積極的に読書活動の普及啓発を図ることが求められます。

また、読書ボランティアや地域の住民によるお話し会などの活動が果たす役割も重要であるため、地域の子どもの読書活動推進の拠点との連携が求められます。

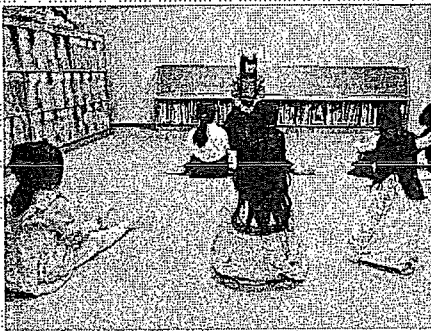
②地域における読書活動を推進する取組

公立図書館や児童館、公民館、子ども食堂、読書ボランティアなどの関係者や団体がそれぞれの役割に応じて独自の取組を展開するとともに、お互いが連携・協力することで、地域の子どもの読書活動を推進します。

■公立図書館における主な取組

○読書ボランティアや地域の住民がお話し会を開催し、関連する図書の展示を行うなど、子どもが読書に対する興味・関心を示す取組を促進します。

○外国語を母語とする子どもが、図書館を気軽に利用し読書活動に親しむことができるよう、外国語の児童書や絵本等の収集を図るとともに、外国語を母語とする保護者に向け、外国語による利用案内等の作成を促進します。



県立図書館でのお話し会



外国語の絵本コーナー

■児童館や放課後児童クラブ、放課後子ども教室における主な取組

○児童館の図書室が、気軽に活用でき、身近にある読書施設であることを地域の子どもに周知するため、SNSにより広報活動を支援します。

○児童館や放課後児童クラブ、放課後子ども教室と読書ボランティアが連携して、お話し会などを開催することで、地域の子どもの読書活動を促進します。



みえこどもの城の図書室

■公民館や市民センターにおける主な取組

○公民館と子ども学科などを有する高等教育機関の連携による「まな便¹⁴」の取組として、地域の子どもを対象としたお話し会の開催を促進します。

○公民館や市民センターで開催される子育てサロンなど、幼少期の保護者を対象にした講座にあわせ、お話し会などを実施するとともに、子どもの読書活動の重要性について周知・啓発します。



公民館でのお話し会

■子ども食堂における主な取組

○子どもへの食事支援はもとより、居場所としての意義も大きいことから、企業からのブックドライブ¹⁵の相手先として、コーディネートし、読書に親しむ環境を整備することで、子どもが本に接する機会を確保するとともに、居場所としての機能を補完するよう促します。

■読書ボランティアとの連携

○読書ボランティアが円滑に継続して活動できるよう、活動場所の提供や図書館資料の貸出を行うとともに、ボランティア定例会での意見交換等、連携の強化を図ることで、その活動の充実を促進します。

○小学生等を対象とした社会見学における図書館案内をボランティアが担うなど、公立図書館が主催する取組への参画を促進します。

14 大学生等が高等教育機関での学びや経験等を活かし、社会教育及び生涯学習等の学びの場を提供するプログラム

15 読み終えた本を寄付し、新たな読み手に届ける取組

③ KPI（重要業績評価指標）と到達目標

項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	めざす成果
公立図書館の児童書貸出冊数	3,525,858冊	4,455,000冊	地域と家庭や学校等との連携による読書活動の充実
ボランティアと連携した学校の割合	小学生 88.2% 中学生 45.9%	小学生 100% 中学生 66.9%	

- ・公立図書館及び公民館、市民センターにおける児童書の貸出冊数（三重県教育委員会調べ）
- ・読書ボランティアと連携してお話し会などを実施した公立小中学校の割合（三重県教育委員会調べ）

(3) 学校等における読書活動の推進

①求められる役割

全ての子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるよう、読書ボランティアなどの地域の人材と連携するとともに、学校図書館や公立図書館を計画的、継続的に活用することが求められます。

また、子どもが生涯にわたる読書習慣を形成し、主体的、意欲的な読書活動や学習活動を子どもの発達段階に応じて充実させ、読書の楽しみや意義について理解を深めるうえで大きな役割を果たすことが求められます。

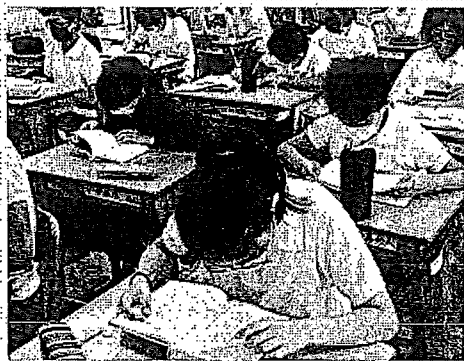
②学校等における読書活動を推進する取組

学校等では、子どもの発達段階に応じたさまざまな活動の場面において、子どもが本と出会い、親しむことができるよう、子どもの読書への関心を高めるとともに、学校種間の連携による切れ目のない取組や学校図書館の活性化に向けて取り組めます。

また、子どもの視点に立った読書環境の整備やデジタル社会の進展に伴うDX化を継続的に促進することで、多様な背景を持つ子どもの状況を踏まえた読書の機会を確保します。

■小学校・中学校・高等学校における主な取組

- 子どもが落ち着いて授業に入ることができ、本を読む習慣のない子どもが読書に親しむきっかけとなるよう、授業開始前に全ての子どもが一斉に取り組む「朝の読書」¹⁶などの更なる促進を図ります。
- 学年が上がるにつれて、勉強や部活動などで多忙となるため、不読率が増加する傾向にあることから、中学校や高等学校においても一斉読書の時間を設けたり、学校図書館を居心地の良い場所にリニューアルしたりする取組を促進します。



学校での一斉読書

- 学校図書館の館長である学校長は、学校司書¹⁷や司書教諭¹⁸が学校図書館の運営に十分な役割を果たせるような校内の体制を整備し、教員との連携を図ることで学校図書館の有効活用を促進します。
- 公立図書館と学校が連携し、電子書籍を導入することで、児童生徒がいつでもどこでも読書をしたり、調べ学習を行ったりすることができる環境づくりを促進します。

16 毎朝始業前10分程度の時間を利用して、全校の児童生徒と教師が一斉に自分の好きな本を読むという読書活動

17 学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館に職務に従事する職員

18 学校図書館司書教諭講習規程による科目(5科目10単位)を履修した教員で、任命権者によって司書教諭として発令を受けた教員のこと

■特別支援学校における主な取組

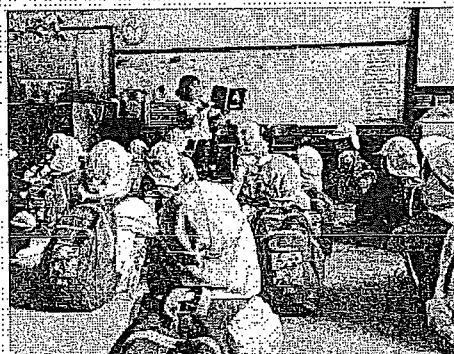
- 電子書籍や音声デージー図書¹⁹などのアクセシブルな書籍²⁰の整備とともに、これらを有効に活用できる点訳ボランティアや音訳ボランティアなどと連携し、読書バリアフリーの環境整備を促進します。
- 「学校図書館等における読書バリアフリーコンソーシアム²¹」を活用するとともに、図書・教材のアクセシビリティ保障に関する先進事例などについての情報を提供します。
- 学校図書館の館長である学校長は、学校司書や司書教諭が連携し、子ども一人ひとりの障がいの状態、発達段階、興味や関心に応じた読書活動を支援できる体制づくりを進めます。
- 学校図書館を保護者へ開放し、家庭において児童生徒が保護者と一緒に読書に親しむきっかけづくりを促進します。



音声デージー図書の本棚

■幼稚園・保育所・認定こども園における主な取組

- 未就学児を対象とした子育て支援活動の中で、読書の大切さや意義について周知を行うとともに、家族でコミュニケーションを図りながら、本に親しむ家読（うちどく）について啓発します。
- 異年齢交流の一環として、小学校・中学校・高等学校の児童生徒が、園児などにお話し会を実施する機会づくりの促進を図ります。
- 園児などが、自ら進んで本を探しに行くよう、壁や床、棚などを工夫し、子どもの興味・関心を引く「絵本コーナー」についての成功事例を収集し、情報提供します。
- 子どもが遊びの中で楽しみながら読書に親しむ機会を提供できるよう、公立図書館や読書ボランティアとの連携を促します。



幼稚園でのお話し会

19 音声と一緒に、文字や画像が表示されるデジタル図書

20 録音図書、点字図書、さわる絵本、布絵本など、視覚障がい者が利用しやすい書籍

21 令和6年度文部科学省委託事業として、障がいのある児童生徒・学生のための読書バリアフリー推進の取組を行っている学校関係者による組織

③ KPI（重要業績評価指標）と到達目標

項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	めざす成果
一斉読書を実施した学校の割合	小学生 62.1% 中学生 94.6%	小学生 64.1% 中学生 96.6%	学校における組織的な読書活動の活性化
1回以上本を借りた児童生徒の割合	34.2%	43.9%	

- ・「朝の読書」など、一斉に読書する時間を、週に複数回、定期的実施した公立小中学校の割合（三重県教育委員会調べ）
- ・1年間に高校・特別支援学校の学校図書館で1回以上本を借りた児童生徒の割合（三重県学校図書館協議会調べ）

(4) 企業等における読書活動の推進

①求められる役割

地域の一員や社会貢献の一環として、会社施設の開放や従業員によるボランティア活動など、地域の次代を担う人材である子どもの読書活動を直接的あるいは間接的に支援する役割を果たすことが求められます。

また、多様な本の流通や販売を通して地域の読書活動を支える中心的な役割を担うとともに、読書の楽しさを提供・提案する役割を果たすことが求められます。

さらに、子どもの読書に関する情報を発信し、社会全体で子どもの読書活動を進めるうえで必要となる気運の醸成に大きな役割を果たすことが求められます。

②企業等による読書活動を推進する取組

子どもの読書活動推進に関して、これまで連携・協働することが少なかった書店や出版社、地元企業等が持つ強みを生かし、これまでの活動や取組に拡がりを生ませることで、より一層子どもの読書活動を応援します。

■書店や出版社における主な取組

○絵本や児童文学などの作家のサイン会やお話し会を書店や商店街の空きスペースなどを活用して実施するなど、子どもが本に触れる機会を創出する取組について働きかけるとともに、SNSなどによる広報について支援します。

○学校等と連携して、児童生徒がすすめる本を紹介するコーナーを設置し、実際に児童生徒が作成した本の魅力を伝えるポップなどを掲示することで、同世代が読みたい本を探すときのサポートとなる取組について働きかけます。



「ざんねんないきもの事典」今泉先生のサイン会

■地元企業における主な取組

○企業からの寄付を活用して学校図書館に簡易なカフェコーナーの設置や、企業が学校などに本を寄贈し、企業名を冠した文庫を学校図書館に配置することで、児童生徒の来館を誘導する機会を創出する取組について働きかけます。

○企業の従業員に使い終えた絵本の寄付を募り、子ども食堂などに届けるブックドライブを実施することで、子どもが本に親しむ機会づくりを促進します。



学校図書館カフェ

- カーディーラーショールームなどに、県ゆかりの絵本作家の作品を配架することで、子どもが本に触れる機会を創出する取組を促進します。
- カフェやレストランなどに、本に関するイベントの開催やおしゃれな本を配架することで、若い世代が交流する機会を提供する取組について働きかけます。
- 読書時間の確保が難しい就労世代の読書活動を推進するため、本よもうねっと MIE の会員企業と連携して、経営者おすすめの本の紹介や職場内に本棚を設置する職場内文庫等の取組について進めます。

■大学における主な取組

- 学生のボランティア活動の一環として、地域の学校等と連携して園児、児童生徒へのお話し会やビブリオバトルのデモンストレーションなどの実施を促進します。
- 大学図書館の一般利用について、より多くの人に知ってもらうため、周知・広報活動の支援や、利用拡大に向けたイベントの実施を促進します。
- 子どもの読書活動に関する調査や研究について、分析や助言といった形での連携について促進します。



大学生によるビブリオバトルのデモンストレーション

■病院における主な取組

- 小児科の外来待合や入院病棟などに、県ゆかりの絵本作家の作品を配架することで、子どもが本に触れる機会を創出する取組について働きかけます。

■マスメディアにおける主な取組

- 県内のさまざまな読書活動について、積極的にプレスリリースを行い、より多く報道してもらうことで気運の醸成を図ります。
- 書店と連携し、新聞の書評欄で紹介した本のコーナーや作家のサイン会を開催するなど、多くの人が書店を訪れることで本に触れる機会を創出する取組を促進します。

③ KPI (重要業績評価指標) と到達目標

項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	めざす成果
「本よもうねっと MIE」の企業会員数	6 会員	56 会員	読書活動を推進する県内企業の拡大

・「本よもうねっと MIE」に加盟する企業等の会員数 (三重県教育委員会調べ)

第6章 プランを総合的に推進するための体制整備

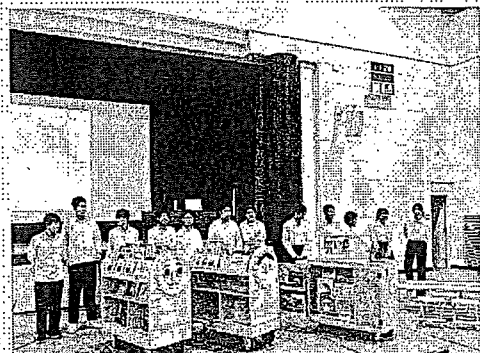
1. 推進体制を整備する目的

障がいのある子どもや日本語指導を必要とする子ども、図書館が遠方にある子どもなど、一人ひとりにとって置かれている状況や背景が違うことから、あらゆる子どもが読書に親しめる環境を整備するため、図書館・学校図書館などによるDXの促進や、家庭、地域、学校、企業など多様な団体が連携・協力し、子どもの読書活動を応援する体制を整備します。

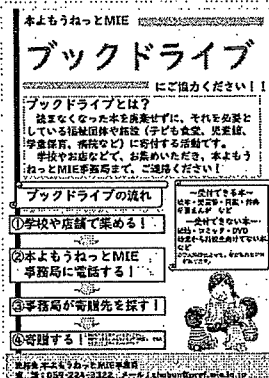
2 本よもうねっとMIEの拡大

本よもうねっとMIEは、子どもをはじめとした全ての県民の読書活動を推進するため、家庭、地域、学校、企業などが連携し、それぞれの活動を共有するとともに、互いの強みを生かし、できることを無理のない範囲で協働する緩やかなネットワークです。

ネットワークが広がることで、いつも子どものそばに本があり、子どもが本を読む習慣や本を通じて物事を調べる習慣を身につけ、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を育むことができる環境づくりに向けた活動につながっていきます。



企業の寄付を活用して高校生が製作した屋外用可動式本棚

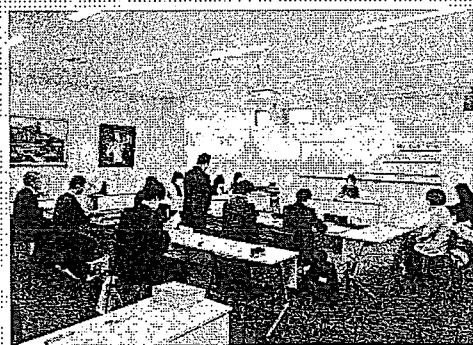


企業へのブックドライブの案内

3 三重県子ども読書活動推進会議による検証

県教育委員会は、このプランに基づき、子どもの読書活動の推進を円滑に実施し、県内における読書活動の一層の推進を図るため、学識関係者、PTA、学校教育関係者、読書ボランティアなどにより組織する三重県子ども読書活動推進会議と読書活動推進庁内会議を設置し、定期的を開催します。

両会議が協力し、このプランの取組の進捗状況の把握と成果の検証を行いながら、DXの推進など全県的な取組の方向性と、市町等教育委員会及び民間事業者等との連携と協働の具体的な考えなどを示します。



三重県子ども読書活動推進会議

4 読書活動に関する人材の育成

学校等と読書ボランティアとの連携をコーディネートすることで、新たな活動の場を提供し、お話し会などの実践を通じて読書のすばらしさを技術のスキルアップを支援します。

また、司書や読書ボランティアのほか、読書に興味・関心のある方を対象に、さまざまな団体が実施する事例を共有する交流会を開催し、成功事例や先進事例からの学びによるスキルアップを支援します。

さらに、保護者などが子どもの読書の重要性や必要性について理解を深めることができるように、講演会などを開催します。

5 市町の計画策定に向けた支援

子どもの読書活動を一層推進するためには、全ての市町において、その状況に応じた子ども読書活動推進計画を策定し、計画に基づいた取組の推進と、そのために必要な体制を整備することが重要です。

県教育委員会は、市町がこのプランをふまえた「市町子ども読書活動推進計画」の策定あるいは改定を円滑に行うことができるよう、必要な資料や情報の提供を通じて支援します。

また、県教育委員会は、県内のあらゆる地域において多様な取組が活発に行われるよう、県と市町等教育委員会などの読書活動推進担当者が、情報の交換や共有を図ることができる機会を設けるとともに、子どもの読書活動推進の意義や、このプランの趣旨の浸透を図る取組を進めます。

6 プランの進行管理

県教育委員会は、毎年度、取組の進捗状況をふまえ、KPI（重要業績評価指標）の達成状況の確認とその要因の分析を行い、三重県子ども読書活動推進会議等の関係会議に報告するとともに、会議等の意見に基づいて取組の改善を行い、次年度以降の取組に生かすなど、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルに基づく進行管理を実施します。